

平成 29 年度 西東京市チャレンジショップ事業の概要

平成 29 年 5 月

1. 事業の目的

この事業は、新しい感覚や意欲はあっても開業のために必要な経験や実績の少ない起業者に、西東京市内で空き店舗になっている店舗の家賃を補助することにより、市内に点在する空き店舗をなくすとともに、商店街等の活性化を図ることを目的とする。

2. 補助の内容

補助対象項目	補助率等
土地、建物等の不動産に係る経費（家賃）	月額費用の 50%以内 1 箇所につき 上限月額 5 万円以内 (ただし、千円未満は切り捨て)

- ※ 平成 29 年度の補助対象は原則 4 箇所とする。但し、申込者多数の場合において選考委員会において推薦数 4 件を超え決定することができる。
- ※ 平成 29 年度の補助額は、予算の範囲内とする。
- ※ 同一の起業者に対する補助金の交付期間は、最大 12 か月間とする。
- ※ 借主が空き店舗の所有者（貸主）に対して貸借滞納・損害賠償の担保として預ける保証金（敷金）及び礼金は含まない。
- ※ すでに事業を営んでいた者が、市内に転入し新規開業した場合は対象とならない。

3. 補助対象者

- ① 小売業及びサービス業・ものづくり企業のほか、コミュニティビジネスなどの業種で独立開業を目指していること、または平成 28 年 9 月 1 日以降に開業している事業者を対象とする。（個人でも法人でも可。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の適用を受ける事業及び公序良俗に反する事業等を除く）。
- ② 事業者自身が、直接事業を行なうことができること。
- ③ 空き店舗で行おうとする事業に必要な資格・認可などを取得している、または取得することが確実である者
- ④ 西東京市内の契約可能な空き店舗を、事業者自身が選定し、契約することができること。
- ⑤ 契約する空き店舗の所有者が同一世帯、生計を一にする者又はその 3 親等以内の親族でないこと。
- ⑥ 西東京創業支援・経営革新相談センターで経営指導を受け、事業計画書の作成を行い提出すること。
- ⑦ 市税の納税義務者の場合、現に到来している市税を納付していること。納税義務者は納税証明書を提出すること。市税の非課税者である場合は非課税証明書を添付すること。
- ⑧ 他の補助金を財源としていないこと。
- ⑨ 補助が決定した際は、補助受給期間や補助終了後（2 年間）、経営状況報告書の提出が必要。

4. 申し込み方法

「西東京市チャレンジショップ事業申込書」に必要事項を記入し、必要書類を添付して 8 月 31 日（木）までに西東京商工会へ郵送または直接持参で申し込む。（締切当日消印有効）

5. 提出書類

- ・ 申込書（別紙1、2、要申込者の顔写真）、共同実施の場合は全員の住所・氏名
- ・ 応募者の概要書
- ・ 既に開業している場合は、平成28年9月1日以降の開業届の写し
- ・ 当該不動産の賃貸借契約書（写）（家主の氏名住所、賃貸月額金額が明記されているもの）又は、契約予定物件の説明書等
- ・ 申込人を含む世帯全員の載った住民票
- ・ 市税等納税証明書（市税の非課税者は非課税証明書）
- ・ 当該事業を行なうのに必要な資格証明書又は許認可証及び営業許可証の写し
- ・ 西東京創業支援・経営革新相談センターでの経営指導及び事業計画書の作成
- ・ 過年度に開業し、確定申告をしている場合はその写し
- ・ その他商工会が必要と認めた書類を提出していただく場合があります。

6. 補助金交付の付帯条件

- ① 市外へ移転する場合及び2箇月以上にわたり休業する場合は補助金の交付を中止します。
- ② 市の補助金を受けて商工会が実施する事業であるため、補助金の交付決定年度から3年間、当該事業の経営状況について商工会を通じて市長に報告すること。
- ③ 経費支出に関する証明書類（家賃支払いの領収書等）について、商工会からの調査等の求めに応じて提出できるように、事業実施年度終了後から起算して5年間適切に保管すること。
- ④ チャレンジショップ事業の補助金交付が決定した場合、商工会の指導を受けるとともに入会すること。又、商店街（会）内に店舗を出店の場合は、商店会にも入会すること。（西東京市商工業振興基本条例第4条4項に基づく）

7. 補助決定事業者が次に該当する場合は、補助金の交付決定の全額又は一部を取消すものとする。

- ① 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- ② 補助金を他の用途に使用したとき
- ③ 補助決定時に付した条件及び法令等に違反したとき
- ④ その他、チャレンジショップ事業選定委員会で補助の決定を取消すことが妥当と判断したとき。

8. 補助対象者の選定

西東京商工会チャレンジショップ事業選定委員会において、申請のあった申込者の中から審査して補助対象者を決定する。なお、必要に応じてヒアリング等を行うものとする。

9. その他、以下の点については別に定める。

- ① 補助金交付決定後の請求について
- ② 変更・取り消しについて
- ③ 補助金の返還について

10. 提出・問い合わせ先

西東京商工会	田無事務所	〒188-0012	南町5-6-18 イング3F	TEL042-461-4573
	保谷事務所	〒202-0005	住吉町6-1-5	TEL042-424-3600